

危険物新聞

祝・秋の叙勲

鴻野理事長受章



11月3日、秋の叙勲が行われたが、本協会理事長鴻野眞太郎氏が、産業振興の功労により、勲五等瑞宝章を受章された。

鴻野理事長は、過去、大阪府石油商業組合及び大阪府石油協同組合の理事長、全国石油商業組合連合会、全国石油協会等の役員をつとめられ、永年、地域石油業界の発展と安定及び全国の石油産業の振興に尽くされた功労により受章された。現在は大阪商工会議所一号議員、また、(財)大阪府危険物安全協会理事長、大阪市危険物安全協会会長及び、全国危険物安全協会理事として、産業の発展と危険物保安管理の啓発等に数多く活躍されている。

年次大会開催

(財)大阪府危険物安全協会では、平成9年度年次大会を11月7日(金)、午後4時より大阪市中央区のKKRホテルオオサカで開催した。

当日は、特別来賓をはじめ、府下各消防長・消防本部予防課長をお招きし、府下各協会会長・事務局等約160名の出席のもと行なわれた。

大会では、(財)大阪府危険物安全協会門副理事長の挨拶で始まり、特別来賓の草部大阪府消防防災安全課参事より知事祝辞、木村大阪府下消防長会予防広報委員長より祝辞をいただいた。

その後、松村専務理事による平成9年度事業報告が行なわれ式典の部を終了した。

第527号

発行所 財團法人 大阪府危険物安全協会

編集発行人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル

TEL (531) 9717-5910

定価 1部 60円

引き続き、懇親会へと移行し、府下各協会より、それぞれの地域の特産品等、多数の景品の提供をいただき、福引抽選会が行なわれ、終始なごやかな雰囲気の中、年次大会を終了した。

第4回 危険物取扱者試験

2月15日 府大で

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成9年度第4回危険物取扱者試験を2月15日(日)、大阪府立大学で次のとおり実施する。

試験日	2月15日(日)
	・乙種4類(午前・午後)
	・甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
試験会場	大阪府立大学(堺市)
願書受付日	1月19日(月)、20日(火)
願書受付場所	大阪府職員会館(新別館・北館4F) (地下鉄「谷町4丁目」下車、1A出口を北へ2分)

※試験当日の試験会場集合時間は、午前は9時30分、午後は1時となっている。

予備講習は甲種、乙4について

予備講習会は、甲種と乙種4類について、大阪、堺、吹田など府下7会場で実施する。(8頁参照)

なお、今回は丙種の予備講習会は行なわない。

土曜・日曜コースは電話予約で

土曜、日曜コースは、電話予約による受付を行っているので、希望者は、電話(06-531-9717)でできるだけ早く予約されたい。

危険物Q&A



問い合わせ

消防法における、危険物の範囲の指定の仕組みを教えて下さい。

答

危険性の高い化学物質については、その貯蔵、取扱いなどにおける安全確保のため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、火薬類取締法等により保安規制が行なわれています。消防法では、危険性を有する物品のうち、法別表において品名を指定し、法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものを「危険物」と定義し、危険物の貯蔵・取扱い等に関して、火災予防の見地から規制が行なわれています。

1. 消防法における危険物の区分について

消防法では、火災危険性を有する物品を第一類から第六類の6つの類に区分し、各類ごとに危険物に該当する可能性のある品名を、原則として総称的な名称を用いて掲げています。さらに、各類ごとに危険物としての危険性の明確な定義付けがなされており、品名に該当する物品のうち一定以上の危険性状を示す物品のみが、消防法上の危険物とされています。

すなわち、品名欄に掲げられている品名は、いわば危険物としての候補リストに過ぎず、これらの品名に該当する物品に対し、別に定められている試験を適用した場合に、危険物としてのボーダーライン以上の危険性状を示すもの

が危険物とされています。

一例をあげれば、一般的に酸化性を有する物品のひとつと考えられる塩素酸塩類 (NaClO_3 , KClO_3 等) は、酸化性固体としてグループ分けされている第一類にその品名が掲げられています。しかし、塩素酸塩類に該当する物品はその化合物の種類、形状 (粉状、粒状等) により危険性状は当然異なるわけです。

このため、危険性状の程度の違いを合理的に評価することのできる試験 (第一類の例でいえば、粉粒状の物品については燃焼試験及び落球式打撃感度試験) を適用し、ボーダーラインとしての危険性状を示す標準物質 (同じく第一類の例では、それぞれ KClO_3 及び KNO_3) 以上の危険性状を示すならば、第一類の危険物に該当するものとなります

2. 品名に関する留意点について

① 品名に該当する物品は、原則として工業的純品をいうものであり、製品として多數流通しているこれら純品を含有する混合物については、第四類を除き「前号に掲げるもののいずれかを含有するもの」として別の品名とされています。

② 現在一般的に生産、流通している物品については、消防法の別表において品名が定められていますが、将来的な生産・流通実態の変化等にも迅速に対応できるよう、危険物の規制に関する政令 (第1条)においても品名が定められています。

③ 原則として、それぞれの類に対応して定められている試験を適用した結果により、危険物に該当するか否かを判断するのですが、一部の物品 (第二類の硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉、第三類のカリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、及び黄りん) については、試験を適用するまでもなく、その危険性状が明らかであることから、試験によらず危険物であるとされています。

④ 一部の物品 (鉄粉、金属粉、マグネシウム、マグネシウム含有物、アルコール類、第二~四石油類、動植物油類、有機過酸化物含有物) については、粒度、形状、組成等が一定の条件に適合しているものについては、品名



HATSUTA

○ 株式会社 初田製作所
本社 〒172-2402 東京都練馬区南大泉2丁目28-1 TEL. 03(3365)4814
東京支社 〒172-2402 東京都練馬区南大泉2丁目28-1 TEL. 03(3365)4814

原点はロスプリベンションです。

ハツタは、あらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします。

頑固な夢がある。
そこにある。

から除外され(危険物の規制に関する規則第1条の3)、したがって、危険物の対象とならないものとされています。

第四類を除く他の類に関しては、試験方法との関連で、いずれも危険物としてのボーダーラインが定められているのに対し、第四類にはこれが定められていないため、これに替わるものとして、品名からの除外条件が定められています。

その他にも、具体的な物品については除外規定等もあるので、注意する必要があります。

問い合わせ

各類の性状と試験法について教えて下さい。

答

類ごとに共通する特性としては、次のとおりです。

1. 性状について

①第一類

化合物中に酸素を含有し、加熱、衝撃等により分解し、酸素を放出して燃焼を促進する。

②第二類

比較的低温で着火し、燃焼拡大が速やかである。引火性固体を除き無機化合物である。

③第三類

常温で発火し、又は水と反応して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する。有機金属化合物を除き無機化合物である。

④第四類

可燃性蒸気を発生し、火源により引火する。一般に有機化合物である。

⑤第五類

加熱、衝撃等により分解、発火しやすい。加熱分解が激しく、爆発の危険性のあるものもある。多くは有機化合物である。

⑥第六類

化合物中に酸素を含有し、加熱等により分解し、酸素を

放出して燃焼を促進する。無機化合物である。

2. 試験法について

各種ごとの危険性の程度を評価するため、それぞれ1~2の試験方法が定められています。(危険物の試験及び性状に関する省令、平成元年2月17日自治省令第1号)

これらの試験方法は、燃焼に関係する諸要素として、各類の危険性の特徴に適切に対応するものとして定められています。試験法を整理すると次表のとおりです。

類別	性質	試験法
第一類	酸化性固体	燃焼試験 大量燃焼試験 落球式打撃感度試験 鉄管試験
第二類	可燃性固体	小ガス着火試験 引火点測定試験
第三類	自然発火性 禁水性物質*	自然発火性試験 水との反応試験
第四類	引火性液体	引火点測定試験
第五類	自己反応性 物質*	熱分析試験 圧力容器試験
第六類	酸化性液体	燃焼試験

注) * : 固体又は液体

これらの試験を適用した結果で示される性状が、定められた基準以上のものが危険物に該当することになりますが危険物に該当する物品については、さらにその危険性等に応じて数種類に区分され、それぞれに一定の指定数量が定められています。(政令別表第三)

3. 複数の性状をもつ物品について

異なる類の品名に該当する物品の混合物について、いくつかの類の性状を示す場合には、類間の優先順位が定められており、口火等の火源の存在なしに発火する危険性を有する第三類及び第五類を優先するものとされています。

(法別表備考第21号、規則第1条の4)

(財)全国危険物安全協会提供)

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット 液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

我が社の保安対策

“無災害操業の継続に 終わりなき挑戦”

〈吹田市〉 東洋インキ製造(株)関西支社
吹田物流センター

1. はじめに

当社は、明治40年に創立し、色を原点としてその世界を追求し続けてきましたが、印刷インキ、塗料、顔料等の色彩産業をはじめとして、画像形成の分野で感熱記録材料や磁性記録、光記録材などの電子材料も手掛けています。又、高度情報化社会を迎える、エレクトロニクス情報化へのシステム対応も当社の事業の一翼となっています。

事業展開の基本的な進め方として、

- ① Global Net Work・世界的なネットワークとしての成長
- ② Group Harmony・東洋インキグループの調和
- ③ Genuine CS・真の顧客満足

をスローガンに、当社独自の中核能力に磨きをかけ、信頼感を得、創造性を効かせた仕事のやり方で、生活者の皆様に喜んで頂けるグループを形成すべく「新生東洋インキの誕生」を目指しています。

又、品質保証の国際規格であるISO9001、9002、及び環境管理システムISO14000、の認定証取得に積極的に取り組んでいます。

当吹田物流センターは吹田市のほか南東部に位置し敷地面積は約10,400m²で、約60名の従業員が勤務しています。

当センターの変遷をご紹介致しますと、1960年に関西地区におけるグラビアインキの生産工場として発足し、その後塗料、樹脂等の製造を行っていましたが、'65年からグ

ラビアンキを皮切りに次々と他事業所に移転しました。現在は物流センターとしての機能(受注、保管、調色、輸配送)を有し、'94年に関西支社吹田物流センターと改め、印刷インキ、塗料、顔料等の多種多様な製品を取り扱い、主に関西地区のお客様への配達活動を展開しています。

取り扱い製品の中には塗料、接着剤等の危険物もありこれらの危険物は約800m²の危険物屋内貯蔵所と危険物屋外貯蔵所で保管管理を行っております。

当センターは'97年10月9日現在、無災害操業延べ日数4,163日を継続しており、本年度の大坂府優良危険物関係事業所に選ばれ、大阪府知事表彰を受賞致しました。これを契機に従業員全員が安全管理の品質向上を念頭におき危険物災害の発生防止の為に尚一層の安全活動に取り組んでいます。

2. 安全衛生管理活動

(1) 安全衛生管理組織

当センターでは、毎月の安全衛生委員会を始めとして安全管理者、衛生管理者、防火管理者によるパトロールと、各職場から選任された安全委員による安全パトロールを実践し、多面的に日常業務の安全チェック、及び潜在危険要因の指摘、抽出による改善を行っています。

又年間の安全衛生管理計画を立案し安全・衛生に関する独創性のある月間テーマを選定し全員参加の活動を開催することによって、安全意識の高揚を図るとともに災害防止に努めています。

(2) 防災管理

阪神淡路大震災においては、窓ガラスのひび割れ、収納品の一部落下を体験しました。

以降当センターでは製品の落下防止、転倒防止対策をいち早く実施し、危険物屋内貯蔵所には全社に先駆けた落下防止設備の設置を行うと共に、製品ラック、OA機器等の転倒防止対策を実施しました。

又、印刷インキの生産現場においては、床面には導電

普通消防ポンプ車 **MX-1**

消防そして救助。
災害にも即応する資機材を搭載。

- MX-1専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウインド
- オートマチックトランクミッシュション
- フリーパーントド
- デジタル表示式豪車中コントロールパネル
- 駆動式ホースレイヤー
- 管理、各種液体器具、資機材をコンパクトに収納



MORITA
株式会社モリタ

本社 / 〒544 大阪市生野区小林町5丁目5番20号 TEL(06)756-0110 FAX(06)754-3461



性塗料、生産機械にはアースによる除電対策を実施。作業者は静電服、静電靴の着用を徹底し静電事故の防止に努めています。

輸配送面においては、定期的に教育訓練を実践すると共に、常にイエローカードの携帯と防火砂、スコップ、ウエス等の非常用備品の携行を義務づけ維持管理のチェックを徹底し、配送活動中の万が一の事故にも的確に対応出来る体制を整えています。

さらに 5S 活動の一環として月 1 回の清掃作業を行っており、特にセンター周囲の清掃を定期的に実施し地域社会とのより良い関係を保持すべく環境保全対策を講じています。

全社的には震度 6 以上を想定した 6、7 委員会を設け地震対策、作業環境の標準化等に取り組むと共に、「'95 年 4 月よりレスポンシブル・ケアを実施し、化学企業として環境と人との健康を保護するよう「責任ある配慮」を指針に活動を展開しています。

3. 教育訓練

- (1) 防火訓練としては、年間活動に基づき所長を本部長とし消防隊長、副隊長、本部班、消火班、放水班、保安班、警戒班から構成された自衛消防隊の訓練を年 4 回実施し、消火班は年 1 回の消防学校体験入隊を計画し、又放水班は毎月 1 回第 3 火曜日に自主訓練を行い消防活動の技術向上を図っています。
- (2) 安全教育として、新入社員、転入者に対しての教育訓練をはじめとして、RST トレーナー研修への計画的な参加と危険物取り扱い主任者、有機溶剤作業主任者等の各種資格取得の推進を行っています。



正面から見た同社物流センター

4. 保安管理

- (1) 当センターの防火設備としては

- ・二酸化炭素消火設備
- ・動力消防ポンプ
- ・屋外消火栓設備
- ・自動火災報知設備

他 誘導灯、各種消火器等が所内各所に設置されておりこれら防火設備、機器の表示の徹底と危険物貯蔵設備における固定炭酸ガス消火設備、防爆シャッター等の点検整備に加え、生産機械、フォークリフト等の始業前、終業点検の実施を徹底し、整備不良による事故防止に努めています。

5. 終わりに

以上当センターの安全管理活動についてご紹介させて頂きましたが、センター周辺には高層住宅や一般民家があり危険物施設における火災、漏洩事故は人命や周辺の地域、環境に与える影響が大きく、安全、防災管理にはこれで良いという終わりが無く、事故は起きるものであると言う認識を踏まえ、無事故操業の継続を合言葉に災害防止と安全確保に、より一層積極的に取り組んでまいります。

全面改訂新版発刊!!

四訂版 危険物法令の早わかり

神戸市消防局予防部危険物保安課 監修

●A4判 / 236頁 ●定価2,100円(税込)

今までのあなたの疑問をズバリ解決!!

**危険物関係講習用
テキストに最適!!**

改正の概要を項目ごとにまとめ、
表や図を用いてわかりやすく解説

東京法令出版株式会社

〒534 大阪市都島区東野田町1丁目17-12
TEL06-355-5226 FAX355-5227

灯油による事故防止について

大阪市消防局危険物課

灯油ストーブを使用するこの季節になると、灯油等の運搬、誤使用、誤販売に起因する事故が発生していることに留意し、このほど大阪市消防局危険物課では下記のとおり事故防止の留意点をまとめ注意を喚起している。

この季節 灯油等の

〔運搬〕〔誤使用〕〔誤販売〕

に気を付けましょう！

1 灯油等を運搬するときは、

- 運搬容器は、落下、転倒、破損しないように積載してください。
- 運搬容器は収納口を上にし、必ず密栓してください。特に、エレファンツノズルを付けての運搬は絶対にしないで下さい。
- 運搬中、著しい容器の摩擦、動搖は避けてください。

2 灯油等を誤販するときは、

- 「何を購入したいのか」、「何に使用するのか」、必ず確認してください。
- 特に、言葉の不自由な方や外国の方に対しては、間違いないよう販売してください。

3 灯油等を容器に詰めるときは、

- 10リットルを超えるポリ容器は、ガソリン容器としての使用はできません。
- 規定の金属容器を使用してください。
- 容器には何が入っているか、きちんと表示してください。

4 灯油を購入したお客様には、

- 石油ストーブは火がついたまま移動させない。
- 石油ストーブに灯油を補給するときは、必ず火を消す。
- カートリッジタンクに灯油を補給したあとは、ふたを確実に閉める。
- 灯油は、陽のあたらない場所に保管する。

ことを伝えてください。

運搬時、誤使用、誤販売により こんな事故が起きています

- ガソリンを灯油用ポリ容器（20リットル）2缶に入れ、エレファンツノズルを付けたまま、固定せずに軽トラックで配達中、1缶が倒れてガソリンがこぼれたため、排気管の熱により引火し、火災となった。
- ポリ容器に入った灯油2缶を、自転車の荷台に横に重ねて載せ、ゴムバンドを掛けて運搬していたところ、不安定になり上段の容器が落下、破損したため路上に灯油が流出した。
- 事務所で仕事中、石油ストーブの灯油がなくなったので、ガソリンの入った赤いポリ容器の中身を灯油と思い、補給して使用していたところ、しばらくして石油ストーブから炎が燃え上がり、火災となった。
- 知人から「灯油」といってもらった燃料を石油ストーブに入れて使用したところ、ガソリンであったため火災となつた。
- ガソリンスタンドで「石油ください」と言って灯油を買ったつもりが、中身がガソリンであったため、これを補給して使用していた石油ストーブが燃え上がって、火災となつた。

10月の試験結果

甲種(48.3%)、乙4(41.9%)

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成9年度第2回危険物取扱者試験を10月14日、近畿大学で実施したがその結果が11月5日に発表された。

試験区分別合格率は次のとおりである。

区分	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	414	200	48.3
乙 1	102	80	78.4
乙 2	101	70	69.3
乙 3	87	59	67.8
乙 4	4,168	1,745	41.9
乙 5	124	98	79.3
乙 6	163	102	62.6
丙種	1,084	502	46.3

保安講習予定表(12月～2月)

◇その他・一般関係(9会場)

回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
57	12月2日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
58	12月4日(木)午後	大阪府商工会館	タ
59	2月4日(火)午後	大阪府商工会館	タ
60	2月6日(木)午後	大阪府商工会館	タ
61	2月9日(日)午後	弘容ビル・東大阪	近鉄・大阪線・布施駅北口スク
62	2月12日(木)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
63	2月13日(金)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
64	2月16日(月)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
65	2月17日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

注1. 保安講習の講義時間は3時間です。

(開講時間は、講習会場によって若干異なります。)

注2. 会場欄中の*印の会場は駐車可。(有料)

平成10年度は、6月下旬より

平成9年度は、10年2月期をもって終了となるので受講対象者は注意されたい。

なお、平成10年度は10年6月下旬より実施の予定。

平成 10 年度
危険物安全週間

推進標語の募集

主催 消防庁／地方公共団体／全国消防長会／全国危険物安全協会

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため、毎年 6 月の第 2 週は危険物安全週間とされています。

そこで、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取扱いの安全を呼びかける標語を募集します。

(応募方法) 郵便はがき 1 枚につき、標語 1 点とします。郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢・性別・職業を必ずご記入下さい。

応募作品は未発表のものに限ります。

※官製はがき以外の応募は無効とします。

また、記入事項に不備がある場合も無効とします。

(応募資格) 年齢、職業、性別等の制限はありません。

(締切) 平成 9 年 12 月 25 日(木)必着

(選考方法) 関係行政機関・学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

(賞)

- 最優秀作 1 点
消防庁長官賞と副賞 20 万円
- 優秀作 1 点
全国危険物安全協会理事長賞と副賞 10 万円

• 優良作 10 点

1 万円相当の記念品

※入選作品の発表は入選者だけにお知らせします。なお入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

(あて先)

〒105 東京都港区虎ノ門 2 丁目 9 番 16 号

日本消防会館 5 階

(財)全国危険物安全協会会

危険物安全週間推進協議会

☎03-3597-8393

〈過去の推進標語〉

(最優秀作品)

平成 2 年度	"まさか"より"もしも"で守ろう 危険物
3 年度	危険物いつも本番待ったなし
4 年度	心・技・知・危険物には真剣勝負
5 年度	危険物その時その場が正念場
6 年度	一瞬のすきも許さぬ 危険物
7 年度	確実な 政守がきめての 危険物
8 年度	危険物 むき合う心 いざ集中
9 年度	気を抜くな 扱う相手は 危険物

*一般公募は平成 2 年度から実施しています。

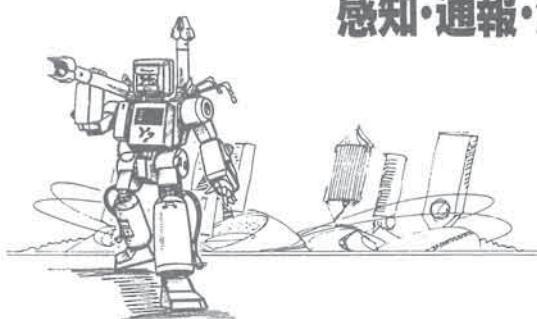


セイティ & メニティ

防災による快適環境づくりの
ローランはセイティ&メニティです。

*
完成させています。
ピーマンサイズシステムとして
目的達成した防災機器の研究、開発を行って
きました。

防災設備は、さまざまな防災機器や
システムによる安全の構築です。
総合防災マイスター・ヤマト・ローランは
感じじる知らせる消すことを
安全確保のへそにして



かんじる
しらせる
けす
**感知・通報・消火・
せりがひ。**

ヤマトロテック株式会社

本社 〒537 大阪市東成区深江北 2-1-10 TEL (06) 976-0701代 東京本社 〒108 東京都港区白金台 5-17-2 TEL (03) 3446-7151代 ヒルズタワー 4 フラントケル 2 階 2F 東京 108 各種営業所

危険物取扱者予備講習 ご案内

平成9年度第4回危険物取扱者試験実施に際し、受験者予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	1月23日(金)、1月26日(月)、1月29日(木)	9時30分~16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種 4類	1期 1月21日(水)、1月22日(木)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	2期 1月27日(火)、1月28日(水)	9時30分~16時	大阪府商工会館
	3期 1月21日(水)、1月22日(木)	10時~16時30分	堺市民会館 (南海高野線堺東駅ヨリ8分)
	4期 1月26日(月)、1月27日(火)	10時~16時30分	吹田メイシアター (阪急千里線吹田駅ヨリ約15分)
	土曜コース 1月24日(土)、1月31日(土)	9時10分~16時	大阪府商工会館
	日曜コース 1月18日(日)、1月25日(日)、2月1日(日)	10時~16時30分	大阪科学技術センター (地下鉄四ツ橋線本町駅ヨリ5分)

(注)甲種と乙種日曜コースは3日間で、乙種(1期~4期)と土曜コースは2日間で1コースです。

2. 受付場所と受付日時

- ①四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内にお願いします。
- ②各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てていますので、満席の節は受付ができませんからご了承下さい。
- ③申込手続きは代理でも結構です。

受付場所	日時
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会 1月9日(金) 午前10:00~11:30
守口消防署 (地下鉄・守口駅前)	守口・門真防火協会 1月9日(金) 午後1:30~4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会 1月12日(月) 午前10:00~11:30
茨木市消防本部内 (JR・阪急茨木駅より12分)	茨木市災害予防協会 1月12日(月) 午後1:30~4:00
岸和田市消防本部内 (南海・岸和田駅ヨリ西へ10分)	岸和田市火災予防協会 1月13日(火) 午前10:00~11:30
堺市高石市消防本部内(南海・港駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 1月13日(火) 午後1:30~4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	(財)大阪府危険物安全協会 1月14日(水) 1月16日(金) 午前9:30~午後4:30
吹田市消防本部内 (JR・阪急吹田駅ヨリ約14分)	吹田市危険物安全協会 1月19日(月) 午後1:30~4:00

3. 日曜・土曜コースの申込方法

日曜コース(定員70名)、土曜コース(定員70名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 会費

会費には、各テキスト代を含みます。テキスト不要の場合は甲種、乙種2,000円減額(テキストは平成9年度用改訂版を使用)

種別	会員	会員外
甲種	16,800円	18,900円
乙種4類	12,600円	14,700円
乙種(土曜コース)	13,650円	15,750円
乙種(日曜コース)	16,800円	18,900円

(注)1.消費税込の料金です。

2.大学、高校、各種学校の学生については、学生割引として会費は会員扱いとします。(申込時に学生証を提示のこと。)